

社会福祉施設等における防火安全対策

問い合わせ先
消防局予防課
担当 予防査察グループ
TEL 053-475-7542



浜松市

1 日常の建物管理について

- ・ 建物火災の主な出火原因は、こんろ、ストーブ、たばこに関するものが多いため、喫煙ルールの徹底及び火気を使用する機器の特性を理解し、適切な取り扱いをしてください。
- ・ 階段、避難口等に物が置かれていると、有事の際に避難できないばかりか、火災が発生した場合に、延焼拡大するおそれがありますので、これらの避難施設を適正に維持管理してください。

2 防災物品について

社会福祉施設等で使用するカーテン、じゅうたん等は、一定基準以上の防災性能を有する防災物品でなければなりません。

カーテン、じゅうたん等を購入する場合は、防災物品として防災性能を有する表示を確認してください。

3 消防訓練について

火災等の災害が発生した場合に、被害を最小限に抑えるためには、定期的な訓練の実施が重要です。特に従業員の少ない夜間を想定した訓練を実施するとより効果的です。

また、訓練実施後には良かった点や反省点を確認して、以後の訓練に活かすようにしてください。

4 火災発生時の対応について

万が一、火災が発生した場合には迅速な対応が必要です。

被害を最小限に抑えるため、避難誘導、初期消火、消防機関への通報など、日頃から火災時の初動対応を確認しておきましょう。